

## 建設工事等の入札における消費税の取扱いについて

平成31年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が改正される予定ですが、帯広市が発注する建設工事及び設計委託業務（以下「建設工事等」という。）の契約については、下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

### 記

#### 1 消費税率の取扱いについて

平成31年4月1日から9月30日までに発注する建設工事等のうち、引渡しは平成31年10月1日以降となるものについては、改正後の税率である10%で積算をします。

対象となる建設工事等については、以下の「2（1）入札告示別表の「注意事項」に下記のとおり記載します」のとおり明示します。

なお、当該契約においても平成31年9月30日までに請求を受けた前払金、中間前払金及び部分払については、請負代金額の消費税率に関係なく現行の消費税率8%で支払います。

対象となる建設工事等については、以下の「2（2）入札告示別表の「前払金、中間前払金及び部分払」に下記のとおり記載します」のとおり明示するとともに、契約約款には、案件に応じて附則を追記します。

#### 2 入札告示への記載について

##### （1）入札告示別表の「注意事項」に下記のとおり記載します

「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」

##### （2）入札告示別表の「前払金、中間前払金及び部分払」に下記のとおり記載します

「平成31年9月30日までに請求を受け支払う前払金、中間前払金及び部分払には消費税の税率改正による消費税の増加分を含まないものとする。」

（設計委託業務については、「前払金」欄に「平成31年9月30日までに請求を受け支払う前払金には消費税の税率改正による消費税の増加分を含まないものとする。」と記載します）